

薬生食輸発1228第2号
令和4年12月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(パラグアイ産ごまの種子の検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和4年12月26日付け薬生食輸発1226第1号)に基づき実施しているところである。

今般、パラグアイ政府から、残留農薬に係る対策が図られたとして報告があった下記登録輸出業者について、検査命令免除対象輸出者に追加することから、同通知の別表29について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

Kasba S.A.